

令和元年 第11回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和元年 11月27日(水) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 大福 裕子 2番 幸妻 正浩 3番 森 清一
5番 宇治橋 俊美 6番 二宮 國光 7番 松崎 久範
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 松井 正一郎 2番 永友 祥一 3番 山口 裕三
5番 永友 定己 6番 木浦 由子 7番 宮越 美秋
8番 橋口 卓史

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第55号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第57号 非農地証明交付申請の承認について
- 第7 議案第58号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 主 査 佐野 由美
係 長 兵藤 衣重

(開会13時58分)

[事務局]

みなさんこんにちは。定刻よりちょっと早いですけれども、ただ今から、令和元年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

はい、それでは始めたいと思います。

本日は、農業委員7名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会 会議規則 第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番幸妻正浩委員、3番森清一委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の兵藤衣重係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては別記のとおり本日11月27日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。11月の業務報告及び12月の業務計画についてご説明いたします。資料の2ページをお開きください。主なもののみご説明いたします。

まず初めに、11月の業務報告についてでございます。

8日には、新富町において女性農林漁業者ネットワーク交流会が開催され、大福委員と木浦推進委員が出席しております。また、宮崎市において、宮崎県

農地中間管理事業推進大会が開催され、10名の委員さん及び事務局が出席しております。

11日には、竹嶋地区の人・農地プランの話し合いに坂本会長と宮越推進委員、事務局からは兵藤係長が出席しております。

28日及び29日には、東京都において全国農業委員会会長代表者会及び宮崎県選出国會議員要請活動が行われ、坂本会長が出席いたします。

11月の総会関係でございますが、現地調査は20日、総会が本日27日、また、総会終了後には、農業経営改善等対策会議が開催されることとなっておりますので、よろしく申し上げます。

次に、12月の業務計画について、ご説明いたします。

3日には、高鍋町新農業振興対策協議会農政部会が開催され、会長が出席いたします。

5日から17日の予定で、高鍋町議会第4回定例会が開催されます。

12月の総会関係でございますが、19日が現地調査、26日が総会という予定になっております。また、総会終了後には、農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろしく申し上げます。

業務計画は以上でございます。

3ページをお開きください。「県進達経過報告」を申しあげます。

4条1件、5条4件いずれも問題なく許可となっております。

4ページをお開きください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、ご覧のとおりです。

2番については、本日の議案第58号に関連しております。ご確認ください。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから4ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第55号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要項9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

令和元年11月5日、売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、2,369㎡。

2番。

令和元年11月8日、売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1,024㎡。

3番。

令和元年11月8日、売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1,048㎡。

4番。

令和元年11月14日、売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、4,692㎡。ほか1筆。

5番。

令和元年11月14日、売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、768㎡。ほか16筆。

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番、売り渡し申し出。

担当委員、6番木浦由子推進委員。順番委員、1番松井正一郎推進委員。
2番、売り渡し申し出。

担当委員、7番宮越美秋推進委員。順番委員、2番永友祥一推進委員。
3番、売り渡し申し出。

担当委員、7番宮越美秋推進委員。順番委員、3番山口裕三推進委員。
4番、売り渡し申し出。

担当委員、1番松井正一郎推進委員。順番委員、5番永友定己推進委員。
5番、売り渡し申し出。

担当委員、7番宮越美秋推進委員。順番委員、6番木浦由子推進委員。

よろしくお願ひいたします。

日程番号5、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

21ページをお開きください。

議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」
です。

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、1,447㎡。所有権移転で
す。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、宅地分譲です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。23ページを見てください。23ページを縦長にして見ていただきま
すと、色付けしてある土地がありますが、その右側の方の所です。〇〇の右側
の所です。

申請の理由は、ここに5区画の分譲宅地を造成するということになっており

ます。

申請者は、不動産会社を経営しているわけですが、その会社の代表である申請人は、会社名ではなくて個人名で申請をしております。

汚水は合併浄化槽、雨水は側溝に流すということになっています。

事業費は、土地代が〇〇〇〇円、造成費が〇〇〇〇円ちょうどで、全額融資を受けることになっています。以上です。

「議長」

はい、事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第1種住居区域に用途区域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象となっております。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番*、田、907㎡。賃貸借です。

貸付人、〇〇〇〇。借受人、〇〇〇〇。転用目的は、〇〇、駐車場です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。27ページを見てください。

〇〇の西側に駐車場がありますが、その、さらに西側です。

この申請は、この申請地の隣に今年開業した〇〇がありますが、そののため

の〇〇を造るということになってます。あわせて、その駐車場を整備するために、25年の賃借権を設定するというものです。

この現在ある〇〇は、昨年10月の総会に5条の賃貸借の議案として出されて、〇〇を建てただけです。今年開業したはずですが。

昨年10月のこの〇〇の開業者の5条の申請内容を確認したところ、〇〇の建築と駐車場整備するということの他に、あわせてこの敷地内に50㎡の〇〇を造るという計画を出してきてた訳ですけども、その計画をほごにして信義則を破って、調剤薬局を作らなかったわけです。で、今回の申請になってるわけです。

生活排水は、公共下水道がありますし、雨水については、排水溝に流すということになってます。

事業費ですが、土地造成費と建築費とあわせて、〇〇〇〇円ということになっています。融資書類は、どういう訳か〇〇〇〇円ということになってます。

賃貸借料は、〇〇開設後は、まだできてませんので開設後は月〇〇〇〇円ということになってます。以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第1種住居区域に用途地域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご説明はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり、承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号6、議案第57号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

32ページをお開きください。

議案第57号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、472㎡。

所有者、〇〇〇〇ほか1名。非農地の事由は、農地法施行（昭和27年10月21日）以前から農地以外の土地であるためです。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。まず、場所ですが34ページを見てください。34ページを縦長で見いただきますと、左下の方に〇〇の信号があります。この信号から〇〇に向かって進んですぐ右手です。

登記簿上の地目は、畑になっているわけですが、現況は砂利敷きになっています。

この土地が非農地であるか否かという判断材料を探してみると、まず1つは、非農地の証明願いの様式は、複数の選択肢の中から一つを選択するという様式になっています。

その選択肢の中の1つである、農地法施行以前から農地以外の土地であるという項目を選択しているわけです。つまり、昭和27年以前からこの土地は農地ではなかったと、主張しているわけです。

しかし、地目がなぜ農地になっているのか、という直接の説明材料が何もありません。

2つ目が、事務局から以前この土地に家があったという説明がありました。

3つ目は、現在の土地の所有者2名は、その母親から相続を受けて所有者になっているということです。

これらのことから、この土地が農地ではなかったことを、推測するなり確認するなりしなければならぬ、ということになる訳です。

それで、この土地の元の所有者である母親、被相続人ですね、この被相続人がどこで生まれたのかということをお調べしました。すると母親は、戸籍簿上では、この申請されてる土地で生まれてる、ということが確認できました。

この被相続人である母親は、昭和4年の生まれですから、農地法施行以前の今から約90年前には、この土地には、ここで生まれたということですから、

この土地には家があった、ということが推測できるわけです。

さらに、時代が下がって、課税台帳を見てみたところ、昭和35年に1棟、昭和36年に1棟、合わせて2棟の木造の建物が造られまして、平成10年にはまだ存在していたということになっています。11年以降については分かりません。

この建物は、農地に建てられたために地目が農地になっているのか、それとも、この建物を昭和11年以降に取り壊した後に農地として耕作した時期があったために、現況主義で地目が農地になっているのかということとは不明です。以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程番号7、議案第58号「農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転。次の1番の案件につきましては、所有権の移転を受ける者が森清一委員本人であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、森委員につきましては、この案件に参加することができませんので、退室をお願いいたします。

【森 清一 委員 退室】

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、1, 300㎡。

所有権の移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[5番]

はい。

[議長]

はい、推進委員 5 番。

[5 番]

5 番、説明いたします。所有権の移転で、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

申請地は、〇〇を上って〇〇の手前、200メートルの左側です。

1, 300 m²の畑で、価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

〇〇〇〇委員は、席へお戻りください。

【森 清一 委員 入室】

続きまして、2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1, 423 m²。ほか1筆。

所有権の移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[5 番]

はい。

[議長]

推進委員 5 番。

[5 番]

5番、説明いたします。所有権の移転で、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

申請地は、〇〇の信号を東へ250m行った右側と、左へ100m行った2か所です。

2, 515㎡の水田です。価格は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

はい、それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり決定いたしました。

3番の案件につきまして、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、4, 779㎡。ほか1筆。

所有権の移転する者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[7番]

推進委員7番。説明いたします。

公益社団法人宮崎県農業振興公社と、〇〇〇〇さんとの有償所有権移転です。

申請地は、〇〇坂に行く途中を〇〇の方向に上って行きます。そのままずっと上っていくと〇〇がありますけども、その周りの畑になるんですけども、一番最初の交差点を10mほど進むと、西側の方に茶畑があります。申請地はそこになります。

2つありますけども、西側200mぐらい連なって申請地の場所はございます。その一か所周辺に茶畑が、お茶が植わってありました。

前から、そういった購入の話が、今回、そういった案件の話が持ち上がりました。

〇〇〇〇さんは、お茶農家で、認定農業者でもあります。
価格は、8,079㎡に対して、〇〇〇〇円です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定する事に賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

まず、すべての議案についての説明を行ったのちに、一括してご意見、ご質問をお伺いし、そのあとに採決の賛成委員の挙手により行う形で進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、796㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[2番]

はい、2番永友です。説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの期限切れによる再設定の申請です。

申請地は、〇〇の〇〇の南にある、〇〇という集合住宅のまだ南にある田んぼです。飼料稲を刈った跡がありました。

期間は6年。借地料は、10a当たり粃〇〇kgです。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、438㎡。ほか4筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[7番]

はい。推進委員7番、説明いたします。〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県農業振興公社との、新規での利用権貸借です。

申請地は、〇〇の西側の道路を北の方に50mほど行った西側に申請地がございます。

現状は、ロータリーがかけられていました。5筆資料では書いてあるんですけども、現状は一区画という形になっていました。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

それでは、3番の案件について事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、790㎡。ほか6筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の橋口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[8番]

推進委員8番、説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借になります。

相対で借りていた〇〇〇〇さんが、所有者の申し出を受けて作をあげたため、

農地中間管理事業を活用したものです。

期間は5年で、賃借料は10aあたり〇〇〇〇円です。

場所は、〇〇を〇〇へ向けて北進しますと、右側に〇〇があり、そこを右折して50m先の左側に〇〇があります。その横周辺に1筆1枚と、2筆で1枚は別々にあり、あとの4筆はまとめて道を挟んで前にあります。

現状は雑草が30cm程度生えて、耕作されていませんでした。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、806㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[8番]

はい、推進委員7番。説明いたします。〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県農業振興公社との新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇西側の道を挟んだすぐ横隣りになります。

現状は雑草が生えていて、管理されていない状態ですが、今後借り手の方と、また作ができるような感じをやってもらえないかなと思っております。

期間は5年で、賃借料は806㎡で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、5番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、148㎡。ほか1筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮

崎県農業振興公社。

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、永友祥一推進委員、お願いします。

[2番]

2番、説明します。今まで相対契約だったものを、今回から〇〇〇〇さんと県農業振興公社との利用権貸借に変える申請です。

申請地は、〇〇橋南詰のすぐ横にある畑で、千切りの棚がもう既に作ってありました。

期間は10年、借地料は10aあたり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい、6番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1,915㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[5番]

5番、説明いたします。〇〇〇〇さんから、農地中間管理事業を使っの公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権の貸借です。

農地の場所は、〇〇の〇〇から東へ150m行った〇〇のところで、1,915㎡の水田でロータリーがかけられていました。期間は10年です。以上です。

[議長]

全ての案件について、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、1件ごとに挙手により採決をいたします。

1番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。これをもちまして、令和元年第11回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 14時35分)